

2022（令和4）年3月22日

衆議院議員 前川清成

私は、6万2000名の有権者からご信任を頂き、衆議院に籍を置いています。私は、衆議院議員を辞すべきような「悪いこと」をやっておりません。

私や私の事務所、「前川きよしげを支える関大有志の会」が行ったことは、「ポスターを貼って下さい。」や「ボランティアをお願いします。」、「ビラ配りを手伝って下さい。」、「選挙資金のカンパをお願いします。」、「選挙はがきの作成に協力して下さい。」などの日常の政治活動や選挙準備に関する支援のお願いであって、投票依頼ではありません。

どの陣営でも当たり前にやっていることに過ぎません。

公職選挙法は届出前の投票依頼を禁止しているに過ぎず、政治活動や選挙準備に関する支援のお願いは憲法第21条第1項によって「表現の自由」として、特に「優越的な地位」を保障されています。したがって、私に対する立件は法律上の根拠（明文の規定）を欠いていますし、私に対してだけ無理矢理に事前運動と難詰するのはあまりにも恣意的、差別的です。

私は、これまで真面目に、一所懸命生きて参りました。したがいまして、被疑者あるいは被告人の立場に身を置くことは耐え難い苦しみであり、悲しみです。

それでも、正義を訴え、実現するために、苦難の道を選びました。

以下、事実関係に関して、ご説明申し上げます。

【郵送物の内容】

まず第1に、昨年の選挙前、「前川きよしげを支える関大有志の会」が奈良市内の関西大学の卒業生に郵送したのは、

- ①「身を切る改革」や教育の無償化などを訴える政策ビラ
- ②木村達也会長による「支援の輪を広げて頂きたい。」との挨拶文
- ③ポスター掲示場所提供的お願い文
- ④ポスターやボランティア、ビラ配り、カンパなどのお願い文
- ⑤「選挙はがきご協力のお願い」と選挙はがきの用紙、返信用封筒です（以下、本件郵送と言います）。

したがって、本件郵送の一連の文書は「身を切る改革」や教育の無償化などの政策を実行するため、ポスター掲示やボランティア、ビラ配り、選挙はがき作成などの日常の政治活動や選挙準備について支援をお願いする趣旨であることは明らかです。投票依頼、すなわち事前運動ではありません。

そもそも政策を訴え、その実現のために広く支援を求める表現行為は、民主主義政治の基盤です。これを否定したなら、民主主義は成立しません。したがって、表現の自由、とりわけ政治的言論表現の自由は、憲法21条1項によって各種基本的人権の中でも「優越的な地位」が保障されています。優

越的な地位が保障された基本的人権であるから、もしその行使に制限を設けるのであれば、明確なルールが必要であり、ましてや刑罰を科す以上、厳格な明確性が求められることは、憲法学における通説です（芦部信喜教授の表現を借りるならば「罪刑法定主義によれば、刑罰法規は、①国民に法規の内容を明確にし、違法行為を公平に処罰するのに必要な事前の「公正な告知」を与えること、②法規の執行者たる行政の恣意的な裁量権を制限するものであること、が必要である」憲法第6版P. 205）。

さらには本件では、刑罰だけに留まらず、選挙によって選ばれた衆議院議員の地位を否定し、公民権の停止、すなわち政治的な「死刑判決」を伴いますので、より一層厳格な明確性が求められるはずです。

ところが、公職選挙法は届出前に投票依頼を行ってはならないと定めていますが、公職選挙法にもその他法律にも、選挙前に選挙の準備行為について支援を求めてはならないとか、この範囲であれば支援を求めて構わないが、この範囲に支援を求めたら犯罪になる等は書かれていません。したがって、本件郵送は明文の構成要件には該当しません。刑罰法規無くして罰することは罪刑法定主義に違反します。

【選挙はがきの作成について支援をお願いしたこと】

第2に、「前川きよしげを支える関大有志の会」が郵送した「選挙はがきご協力のお願い」には、選挙はがき作成の依頼と記入方法の説明が記載されています。「このはがきは、選挙管理委員会の承認を受けて選挙期間中に郵送されます。直接ポストへ投函しないで下さい。ご記入後は、返信用封筒にてお送りください。」とか、「宛名は個人名をお書き下さい。団体名、ご一様は禁止されています。」などと書かれています。返信用封筒も同封しています。したがって、「選挙はがきの用紙に、友人、知人らの住所、名前を書き込んで、送り返して欲しい。」との趣旨であることは、その文面上も明らかですし、「選挙はがきご協力のお願い」と選挙はがきの用紙、返信用封筒の3点セットで受け取った方々は「前川から、選挙はがきを書いて送り返して欲しいと頼まれた。」と容易に理解できるはずです。

このような選挙はがき作成の依頼を行うことは、事前運動ではなく、選挙のための「準備行為」であり、もちろん適法です。公職選挙法は、届出前の投票依頼を禁止していますが、選挙前に選挙の準備をすること（準備行為）は禁止していません。

【選挙の実際】

第3に、衆議院選挙の場合、選挙期間中に合計5万5000通の選挙はがきを発送することができますが、公示後の12日間で、5万5000通の選挙はがきを配って（5万5000通を回収するためには、もっと多くを配布する必要があります）、宛名や住所などを書き込んでもらった後に回収し、その後、重複などのチェックをした上で、郵便局に持ち込み、投票日までに

有権者の手元に配達してもらうことはほぼ不可能です。そして、第2に述べた通り事前に選挙はがき作成のお願いをすることは適法な準備行為です。それ故に、少なくとも国政選挙においては、例外なく、全ての候補者が、届出前に広く選挙はがきの用紙を配って、その作成を依頼しています。

それにもかかわらず、私だけに対して公判請求に至ったことは、私あるいは日本維新の会を狙い撃ちにした極めて恣意的、差別的な捜査、立件です。

【関西大学の卒業生】

第4に、私は、昨年の選挙前、関西大学の卒業生以外にも、知人や過去に名刺交換をした人たちなどに対しても第1、①ないし⑤の文書を郵送しています。「選挙はがきご協力のお願い」と選挙はがきの用紙、返信用封筒の3点セットも同封しています。

また第3で申し上げた通り、他の候補者らも広く配布して、選挙はがきの作成について支援を求めていました。

しかし、届出前、私が知人らに選挙はがきの作成に支援を求めたことは事前運動に問われていません。

もちろん、他の候補者らも問われていません。

届出前に投票依頼を行うことは、たとえ友人、知人であっても公職選挙法が禁じているはずです。したがって、もしも選挙はがきの作成をお願いすることが事前運動に該当するのであれば、友人、知人に対するお願いであったとしても公職選挙法違反になるはずです。

それにもかかわらず、何故関西大学の卒業生らに対して「選挙はがきご協力のお願い」などを郵送したことだけ、事前運動になるのでしょうか。

この点、奈良地検の考えは分かりません。

私は、事情聴取を受けた際、「何が論点ですか?」と尋ねましたが、三輪検事は「答えることはできない。」と言って、説明を拒絶しました。一方では、私に対して衆議院議員を辞職するよう求めながら、他方では、公職選挙法違反の根拠に関して説明を拒むのは、公権力を行使する者の態度としてあんまりだと思います。

書類送検時の報道によれば、奈良県警は「支援を期待することができない不特定多数に郵送した」から事前運動だと判断したことですが、

① ご存知の通り、私は関大一高、関西大学法学部を卒業しています。妻も、長女も関西大学法学部を卒業しています。

私は、卒業後も、一時期、関西大学法学部で非常勤講師を務めました。

弁護士になった後、しばらくは関西大学司法試験受験研究会の講師も務めしていました。

② 私は、校友会（同窓会）においても、関西大学校友会の代議員、奈良県関大俱楽部の顧問を務めています。関大一高奈良俱楽部の発起人の1人ですし、樋原関大俱楽部のメンバーでもあります。そして、④記載の通り各種行事や総会などに積極的に参加して、関西大学の卒業生らと広く、深く

懇親を重ねて参りました。

- ③ しかも、本件郵送は、他の事案のように、関係や交流のない人たちの名簿を手に入れて、右から左に書き写して発送した訳ではありません（これまでの実務で立件されたのは、このパターンです。しかも、立件されたのも候補者本人ではなく、秘書）。

「前川きよしげを支える関大有志の会」は、2010年6月に森本靖一郎関西大学理事長（当時）、2016年5月に春川正明読売テレビ解説委員（当時）の講演会を開催した折りに関西大学の卒業生らに案内状を送っています。2014年11月などには懇親会の案内状を送っています。

加えて、案内状などを受け取った方から「今後は送らないで下さい。」との連絡や「受取拒絶」があった場合、その後は郵送していません。あるいはご家族から「亡くなった。」とか、「転居しました。」などのご連絡を頂いた際も、その後は郵送していません。その結果、奈良市内の関西大学の卒業生は約4000人ですが、本件郵送は2441名に特定されています。

- ④ 私は2004年に参議院議員に初当選していますが、2003（平成15）年から2019年までの17年間の手帳を確認したところ、関西大学や関西大学校友会、奈良県関大俱楽部、関大一高奈良俱楽部、樅原関大俱楽部、そして、その関係者らの行事、懇親会、総会、ゴルフコンペなどに合計123回参加しています。関西大学の卒業生らと広く、深く懇親を重ねて参りました。
- ⑤ 関西大学校友会が発行する機関誌「関大」においても、私は、2010年1月号では「年男」として、2012年9月号では「校友国會議員」として紹介されています。

2021年1月号では、私が上梓した「ここが知りたい！Q&A相続入門」が案内されていますし、2022年1月号では私の衆議院議員当選が掲載されています。

1987年に司法試験に合格した際も「関大」からインタビューを受けて、その問答が掲載された記憶がありますし、2004年や、2010年の参議院議員当選、2012年の内閣府副大臣、復興副大臣就任に関しても「関大」に掲載されているはずです。

- ⑥ このように私と関西大学や関西大学の卒業生とは、在学中のみならず現在も様々な交流があり、したがって、関西大学の卒業生らは、私にとっては、特に党派を超えた支援を期待することができる人たちです。

自民党であれば業界団体やJA、公明党、立憲民主党であれば労働組合や共産党の支援がありました（したがって、自民党なら業界団体等、立憲民主党であれば労働組合等に広く選挙はがきの用紙を配布して、その作成について支援を求めています）、日本維新の会は業界団体や各種団体の支援を受けていません。したがって、昨年の選挙に際して、関西大学の卒業生らは私にとっては唯一支援を期待できる人たちでした。

⑦ したがって、実際のところ、関西大学校友会から、昨年の選挙前には「為書き」（「祈必勝」などと書かれた当該候補者の当選を祈念する檄文）が、当選後は当選祝賀文も届いています。

本件郵送後、関西大学の卒業生らから選挙はがきの作成にご協力頂いたり、自宅にポスターを貼って頂いたり、選挙期間中も選挙事務所を激励に訪ねて下さったり、選挙カーでの遊説時に「俺も関大や。」などとお声がけ頂いたり、多くのご支援を頂戴することができました。

したがって、本件郵送は決して「支援を期待することができない不特定多数に郵送した」訳ではありませんが、そもそも「支援を期待することができない不特定多数に郵送した」ら事前運動に該当するとか、仮に「支援を期待できない人たち」に選挙はがきの作成をお願いしたなら事前運動に該当するとしても、そこに言う「支援を期待できない人たち」とはどの範囲か、逆に言うと、選挙はがきの作成を誰にお願いしたなら適法で、誰にお願いしたら事前運動に該当するかなどに関して、公職選挙法にもその他法律にも明文の規定はなく、その意味で罪刑法定主義や、表現の自由に対する規制の厳格な明確性の要請からも重大な疑義があります。

したがいまして、私や弁護団も本件郵送が選挙違反ではないと確信しています。「正義」を実現するため、苦難の道を選択し、戦うことを決意した次第です。